

用語の解説

1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2 従業者

調査日（活動調査：令和3年6月1日、平成28年6月1日、平成24年2月1日、工業統計：平成29年以降は調査年6月1日、平成26年以前は調査年12月31日）現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、当該事業所から他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、有期雇用者（1か月未満、日々雇用）は含めない。一方、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）は従業者に含まれる。

3 事業所の産業分類

調査期間（活動調査：調査の前年1年間、工業統計：平成29年以降は調査の前年1年間、平成26年以前は調査年1年間）における事業所の売上額、収入額又は出荷額等により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。なお、「産業別集計（製造業概要）」においては、中分類に基づき分類している。

4 集計項目

3年活動調査においては、個人経営調査票による調査分を含まない。平成28年活動調査においては、①及び②については、個人経営調査票による調査分を含み、③から⑧については、当該調査分を含まない。

- ① 事業所数
- ② 従業者数（上記2従業者参照）
- ③ 現金給与総額
人件費（退職金を含む）及び人材派遣会社への支払額
- ④ 原材料使用額等
＝原材料使用額＋燃料使用額＋電力使用額＋委託生産費＋製造等に関連する外注費＋転売した商品の仕入額
- ⑤ 製造品出荷額等
＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋製造工程から出たくず及び廃物の出荷額＋製造業以外の収入額
- ⑥ 付加価値額
＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）

－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（*1）＋推計消費税額（*2））

－ 原材料使用額等 － 減価償却額

⑦ 粗付加価値額

＝製造品出荷額等 －（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（*1）＋推計消費税額（*2））

－ 原材料使用額等

⑧ 有形固定資産投資総額

＝土地の取得額 ＋ 有形固定資産(土地を除く)の取得額 ＋ 建設仮勘定の年間増減

*1:平成29年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

*2:推計消費税額は平成13年工業統計より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

5 集計の算式

① 現金給与率 = 現金給与総額 ÷ (製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)) × 100